

千葉県稲毛区告示第40号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を、別紙記載の方に送達すべきところ、その方の住所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示します。

今回の告示により、督促状は送達を受けるべき方の申出により交付します。

（この告示は、掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものと見なされます。）

令和8年 9月 11日

千葉県稲毛区長 青木 俊

公示送達書

稻毛区

公示送達日 令和8年9月11日

[illegible]